笠間市国民保護計画

（案）

平成１８年１２月

茨 城 県 笠 間 市

この計画に使われている主な用語の定義等は次の通りです。

1　用語の定義

用　語	意　　　義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人等で、知事が指定するもの。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたもの。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や補足が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃。
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第 1 条にで定める機関。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。

2　法律・機関名等の略称

用　語	意　　　義
国民保護法 (法)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令 (令)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
県国民保護対策本部	茨城県国民保護対策本部（本部長：知事）
県国民保護対策本部等	茨城県国民保護対策本部及び茨城県緊急対処事態対策本部
県国民保護協議会	茨城県国民保護協議会（会長：知事）
基本指針 (基)	国民の保護に関する基本指針
市国民保護対策本部／市対策本部	笠間市国民保護対策本部（本部長：市長）
市国民保護現地対策本部／市現地対策本部	笠間市国民保護現地対策本部
市国民保護対策本部等	笠間市国民保護対策本部及び笠間市緊急対処事態対策本部
市危機管理対策本部	笠間市危機管理対策本部（本部長：市長）
市危機管理連絡会議	笠間市危機管理連絡会議（議長：総務部長）
県地域防災計画(震災編)	茨城県地域防災計画（震災対策計画編、風水害等対策計画編、原子力災害対策計画編）
市地域防災計画	笠間市地域防災計画

目　次

第１編　総　論 1

第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等 1
1　市の責務及び市国民保護計画の位置づけ 1
2　市国民保護計画の構成 1
3　市地域防災計画等との関連 2
4　市国民保護計画の見直し、変更手続 2
第２章　国民保護措置に関する基本方針 3
第３章　関係機関の事務又は業務の大綱 5
1　国民保護措置の基本的な仕組み 5
2　関係機関の事務又は業務の大綱 6
第４章　市の地理的、社会的特徴 9
1　地理的特徴 9
2　社会的特徴 11
3　市の特徴 16
第５章　市国民保護計画が対象とする事態 18
第１　武力攻撃事態 18
1　武力攻撃事態の種類 18
2　ＮＢＣ攻撃の特徴 20
第２　緊急対処事態 21
1　緊急対処事態の種類 21

第２編　平素からの備えや予防 23

第１章　組織・体制の整備等 23
第１　市における組織・体制の整備 23
1　市の各部課室における平素の業務 23
2　市職員の参集基準等 23
3　消防機関の体制 25
4　国民の権利利益の救済に係る手続等 25
第２　関係機関との連携体制の整備 26
1　基本的考え方 26
2　県との連携 27
3　近接市町との連携 27
4　指定公共機関等との連携 28
5　事業所との連携 28
6　ボランティア団体等に対する支援 28
第３　通信の確保 29

第４　情報収集・提供等の体制整備 29
1 基本的考え方 29
2 警報等の伝達に必要な準備 31
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 32
4 被災情報の収集・報告に必要な準備 33
第５　研修及び訓練 33
1 研修 34
2 訓練 34
第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 36
1 避難に関する基本的事項 36
2 避難実施要領のパターンの作成 37
3 救援に関する基本的事項 37
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 38
5 避難施設の指定への協力 38
6 生活関連等施設の把握等 38
第３章　物資及び資材の備蓄、整備 40
1 市における備蓄 40
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 40
第４章　国民保護に関する啓発 42
1 国民保護措置に関する啓発 42
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 42
第３編　武力攻撃事態等への対処 43
第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 43
1 事態認定前等における市危機管理対策本部（仮称）等の設置及び初動措置 43
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 46
第２章　市対策本部の設置等 47
1 市対策本部の設置 47
2 通信の確保 50
第３章　関係機関相互の連携 51
1 国・県の対策本部との連携 51
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 51
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 52
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 52
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 52
6 市の行う応援等 53
7 ボランティア団体等に対する支援等 53
8 住民への協力要請 54
第４章　警報及び避難の指示等 55
第１　警報の伝達等 55

１ 警報の内容の伝達等 55
２ 警報の内容の伝達方法 55
３ 緊急通報の伝達及び通知 57
第２　避難住民の誘導等 57
１ 避難の指示の通知・伝達 57
２ 避難実施要領の策定 58
３ 避難住民の誘導 61
４ 武力攻撃事態の種類に応じた避難の指示 63
第５章　救援 65
１ 救援の実施 65
２ 関係機関との連携 65
３ 救援の内容 66
第６章　安否情報の収集・提供 69
１ 安否情報の収集 69
２ 県に対する報告 70
３ 安否情報の照会に対する回答 70
４ 日本赤十字社に対する協力 71
第７章　武力攻撃災害への対処 72
第１　武力攻撃災害への対処 72
１ 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 72
２ 武力攻撃災害の兆候の通報 72
第２　応急措置等 73
１ 退避の指示 73
２ 警戒区域の設定 74
３ 応急公用負担等 75
４ 消防に関する措置等 75
第３　生活関連等施設における災害への対処等 77
１ 生活関連等施設の安全確保 77
２ 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 77
第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処 78
１ ＮＢＣ攻撃による災害への対処 78
第８章　被災情報の収集及び報告 81
１ 被災情報の収集及び報告 81
第９章　保健衛生の確保その他の措置 82
１ 保健衛生の確保 82
２ 廃棄物の処理 83
第１０章　国民生活の安定に関する措置 84
１ 生活関連物資等の価格安定 84
２ 避難住民等の生活安定等 84
３ 生活基盤等の確保 84

第１１章　特殊標章等の交付及び管理 85
1　特殊標章等の意義 85
2　特殊標章等の公布及び管理 85

第４編　復旧等 87

第１章　応急の復旧 87
1　基本的考え方 87
2　公共的施設の応急の復旧 87
第２章　武力攻撃災害の復旧 88
第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等 89
1　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 89
2　損失補償及び損害補償 89
3　総合調整及び指示に係る損失の補てん 89

第５編　緊急対処事態への対処 90

1　緊急対処事態 90
2　緊急対処事態における警報の通知及び伝達 90

第１編　　総　　論

第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等

笠間市（以下「市」という。）は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

１　市の責務及び市国民保護計画の位置づけ　（法第３条、法第35条第１項）

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成１７年３月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第３５条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第３５条第２項各号に掲げる事項について定める。

２　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態における対処
資料編

3　市地域防災計画等との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、避難住民の誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、この計画に明記されていない事項については、「市地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の取組みを活用することとする。

なお、事態の原因が未だ不明である場合等においては、大規模事故や災害として「市地域防災計画（風水害等編）」により対処が行われる。

4　市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し　（法第 35 条第 8 項）

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続　（法第 35 条第 8 項、第 39 条第 3 項）

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第２章　国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、特に留意すべき事項についての基本方針を次のとおり定める。

(1) 基本的人権の尊重　　(法第 5 条、基第 1 章 1)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 市民の権利利益の迅速な救済　　(法第 6 条、基第 1 章 2)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民に対する情報提供　　(法第 8 条、基第 1 章 3)

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保　　(法第 3 条、基第 1 章 4)

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民の協力　　(法第 4 条、基第 1 章 5)

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

(法第 7 条、基第 1 章 6)

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施　　(法第9条、基第1章7)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

(法第22条、法第73条第3及び4項(第79条第2項の準用を含む)、第110条、基第1章8)

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務や事業の概要等について次のとおり示す。

1　国民保護措置の基本的な仕組み

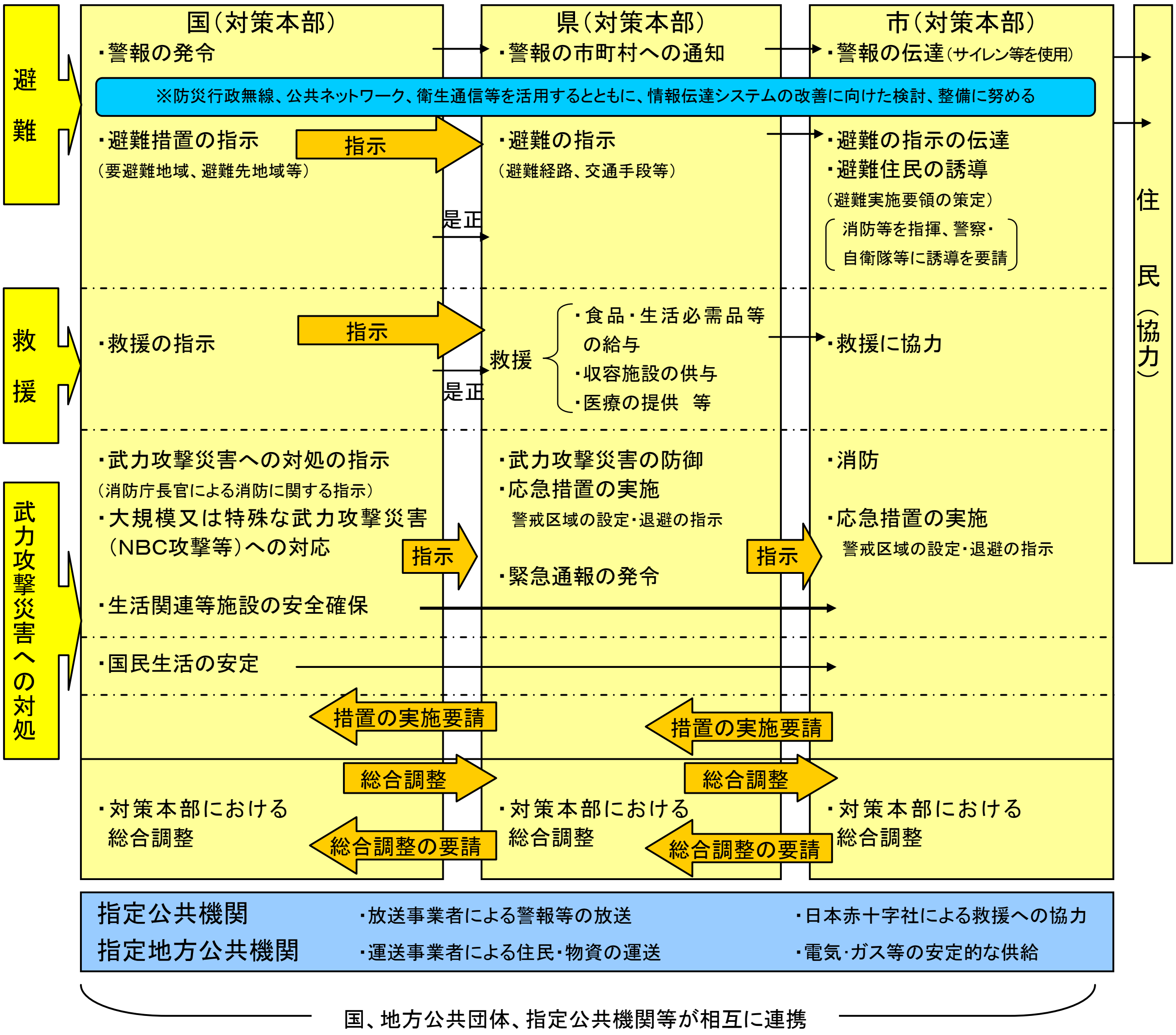

2　関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置等について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

なお、関係機関等の連絡先については、「資料編」において整理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
笠間市	1　市国民保護計画の作成 2　市国民保護協議会の設置、運営 3　市国民保護対策本部等の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県	1　県国民保護計画の作成 2　県国民保護協議会の設置、運営 3　県国民保護対策本部等の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の通知 6　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　武力攻撃災害及の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1　管区内県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局との連携 3　管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4　警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会
関東信越厚生局	1　救援等に係る情報の収集及び提供
茨城労政局	1　被災者の雇用対策
関東農政局	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
茨城森林管理署	1　武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1　危険物等の保全 2　鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
関東運輸局	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安
水戸地方気象台	1　気象状況の把握及び情報の提供

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1　武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1　避難住民の運送及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
電気通信事業者	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1　電気の安定的な供給
ガス事業者	1　ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1　医療の確保
公共的施設の管理者	1　河川管理施設、道路の管理
日本赤十字社	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本郵政公社	1　郵送の確保
(福)茨城県社会福祉協議会	1　ボランティア団体の支援

第４章　市の地理的、社会的特徴

武力攻撃事態等は、各地域の地理的、社会的状況により、その形態や方法、それに伴う対処方法等にも影響を与えるものと考えられる。このようなことから、国民保護措置を適切に実施するため、市の地理的、社会的特徴を次のとおり考察する。

1　地理的特徴

【位置図】

(1) 位置

本市は、茨城県の中央部の西端に位置し、首都圏から約 100km、県都水戸市に隣接する。

市役所（本所）は、東経 140.18 度、北緯 36.21 度にある。

隣接する自治体は、北部は城里町、栃木県芳賀郡茂木町、西部は桜川市、東部は県都である水戸市、茨城町、南部は石岡市、小美玉市となっている。

(2) 地勢

東西約 20 ㎞、南北 25 ㎞で総面積 240.25 $㎞^2$（旧笠間市 131.61 $㎞^2$、旧友部町 58.71 $㎞^2$、旧岩間町 49.93 $㎞^2$）となる。北西部に八溝山系の穏やかな丘陵が連なり、南西部に愛宕山、北西部から東南部にかけては概ね平坦な台地が広がっている。また、市北方の城里町山地を流れ出る涸沼川は、市最大の河川であり、市の中央部を北西から東部にかけて貫流している。

地区別にみると、笠間地区は本市北西部に位置し、周辺地域は山岳丘陵が連なり、中央部が笠間盆地となっている。友部地区は南東部に位置し、北西部は八溝山系が緩やかに連なる丘陵地帯で、東南部は概ね平坦な台地が開けている。岩間地区は南部に位置し、西北には愛宕山や難台山などのなだらかな山々が連なり、東部には涸沼川、巴川沿いに平坦地が広がっている。

(3) 気候

気候は、夏は気温・湿度とも高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候になっている。

各月の気温の平均値（昭和 54 年～平成 12 年）をみると、8 月が 24.9℃と最も高く、1 月が 2.1℃と最も低くなっているが、日最高気温と日最低気温との差異は大きく、平成 16 年の気象データをみると、日最高気温が 8 月の 34.9℃であるのに対して、日最低気温は 2 月の－8.2℃となり、気温の年較差は 40℃以上となり、夏は暑く、冬は寒いといえる。

年間降水量の平均値（昭和 54 年～平成 12 年）は 1,330 ㎜で、9 月の降雨量が最も多い。夏季の雷雨は、県内でも多い地方であり、５～９月の期間で雷雨日数が少ない年でも 10 日、多い年では 29 日にも達した例がある。また、雹害も比較的多い。冬期は晴天が続き乾燥しやすい。

風速の平均値（昭和 54 年～平成 12 年）は 1.2m/s であるが、最大風速が 10m/s を超えることもある。

【年降水量、平均気温、及び平均風速】

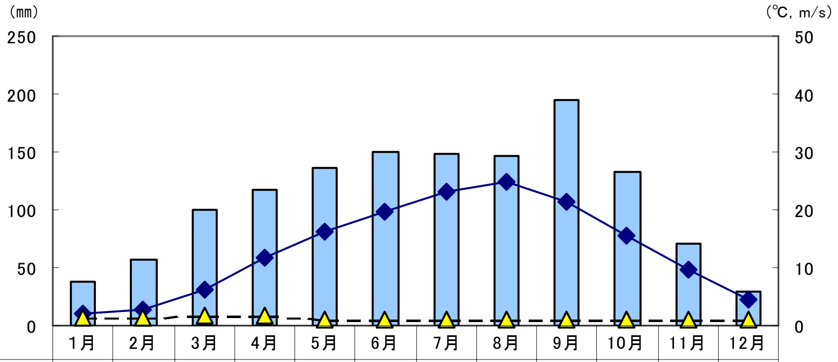

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量	37.1	56.7	99.5	117.3	135.8	149.2	147.5	146.4	194	133.5	71.4	29
平均気温	2.1	2.7	6.1	11.6	16.3	19.7	23.2	24.9	21.3	15.5	9.6	4.4
平均風速	1.4	1.5	1.6	1.6	1.2	1	0.9	1	1.1	1.1	1.1	1.2

※昭和 54 年～平成 12 年の平均値

資料：気象庁 茨城県の過去の観測データ（水戸地方気象台（笠間））

（4） 土地

主要地目別面積をみると、本市は「山林」が 88,080m^{2}と最も大きく、市総面積に占める割合は 36.6%と、県平均（27.7%）よりも 1 割程度高い。その他では、「田」「畑」が 1 割台で、「宅地」は 1 割を割っている。

各地区別にみると、笠間地区は「山林」の割合が 43.05%と特に高く、岩間地区は「畑」の割合が 25.6%と高くなっている。

【主要地目別面積】

単位：m^2

		田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
笠間市		29,351	35,507	21,334	88,080	2,077	22,783	41,118	240.250
		12.2%	14.8%	8.9%	36.6%	0.9%	9.5%	17.1%	100.0%
	笠間地区	14,840	10,980	8,321	56,611	1,490	9,399	29,969	131,610
		11.3%	8.4%	6.3%	43.0%	1.1%	7.1%	22.8%	100.0%
	友部地区	8,169	11,736	7,855	16,518	562	6,496	7,374	58,710
		13.9%	20.0%	13.4%	28.1%	0.9%	11.1%	12.6%	100.0%
	岩間地区	6,342	12,791	5,158	14,951	25	6,888	3,775	49,930
		12.7%	25.6%	10.3%	29.9%	0.1%	13.8%	7.6%	100.0%
茨城県		955.944	1,061.159	694.042	1,685.599	104.871	412.625	1,181.38	6,095.62
		15.7%	17.4%	11.4%	27.7%	1.7%	6.8%	19.4%	100.0%
市計		604.586	711.257	342.111	1,196.108	67.542	244.348	481.798	3,647.75
		16.6%	19.5%	9.4%	32.8%	1.9%	6.7%	13.2%	100.0%

※平成 16 年 6 月 1 日現在　　（資料：県市町村課「茨城県市町村概況（平成 17 年度版）」）

2　社会的特徴

(1) 人口及び世帯

平成 17 年 10 月 1 日現在の人口は 81,474 人、世帯数は 26,948 世帯で、1 世帯当たりの人員は 3.02 人となっている。

3 地区の人口は、平成 12 年に合計 8 万 2 千人を超えたものの近年は漸減しており、平成 12 年と比較すると約 1%の減少で、県平均（0.4%減）をやや上回る。

一方、人口減に対して世帯数は平成 12 年よりも 4%増加しているため、1 世帯当たりの人員は 0.16 人の減少となり、核家族化がやや進行している状況がうかがえる。

【人口推移】

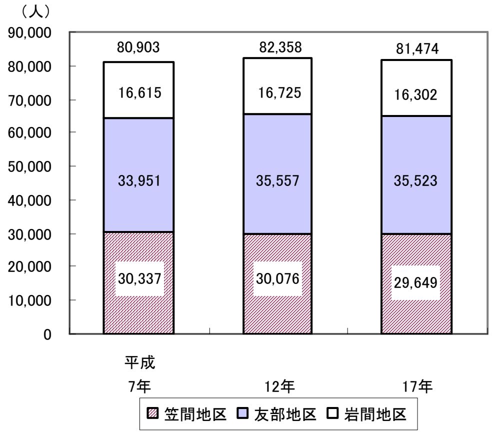

【世帯数及び 1 世帯当たりの人員の推移】

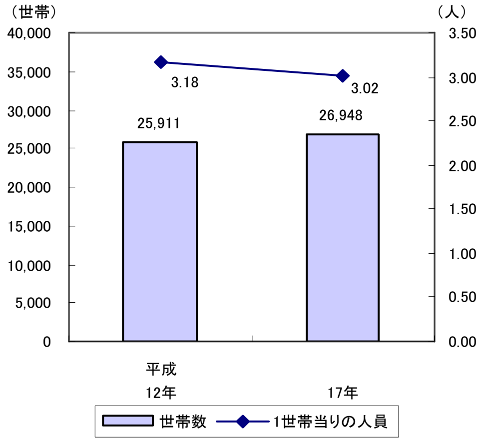

※各年 10 月 1 日現在

資料：国勢調査

(2) 年齢 3 区分別人口構成比

年齢 3 区分別人口構成比をみると、平成 16 年 10 月 1 日現在では、15 歳未満の年少人口が 14.2%、15～64 歳の生産年齢人口が 65.5%、65 歳以上の老齢人口が 20.3%となっている。

地区別にみると、笠間地区及び岩間地区は老齢人口の割合が高く、いずれも 2 割を超えている。一方、友部地区は生産年齢人口の割合が高い。

【年齢別 3 区分別人口構成比】

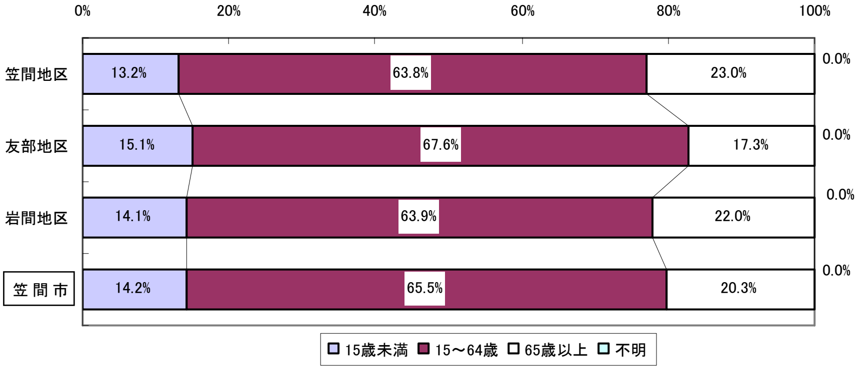

※平成 16 年 10 月 1 日現在

資料：茨城県社会生活統計指標（地域別・市町村別個別指標値）－平成 18 年 3 月－

(3) 人口分布

町丁字別に人口の分布状況をみると、人口は「笠間」が最も多く、7,679 人と総人口の 1 割近くが居住しており、次いで、「下郷」が 6,308 人、「旭町」が 5,355 人と多い。

人口密度については、友部駅前が 5,340 人/㎢と最も高い。（泉市野谷福島入会地字中村の 7,143 人/㎢は参考値として考慮。）

人口の分布状況をみると、鉄道駅周辺の地域に多くの市民が居住しており、平成 12 年の国勢調査によると、笠間駅周辺並びに友部駅周辺は人口集中地区※となっている。

※人口集中地区（DID = DENSELY INHABITED DISTRICTS）

総務省統計局の定義によると、人口集中地区とは、統計データに基づいて一定の基準により設定されるもので、平成 12 年国勢調査では、国勢調査基本単位区等を基礎単位として、1.「原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接」して、2.「それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域」としている。

【行政区別面積、人口、人口密度】

単位：km^2、人、人/km^2

行政区	面積(a)	人口(b)	人口密度 (b)/(a)	行政区	面積(a)	人口(b)	人口密度 (b)/(a)
笠間	6.5	7,679	1,181.4	五平	0.3	88	293.3
石井	2.2	2,918	1,326.4	湯崎	2.7	662	245.2
赤坂	0.2	455	2,275.0	住吉	2.3	1,701	739.6
下市毛	1.5	2,169	1,446.0	随分附	2.0	480	240.0
日草場	0.5	163	326.0	柏井	1.0	339	339.0
大橋	10.0	765	76.5	仁古田	1.5	450	300.0
池野辺	9.0	806	89.6	長兎路	2.0	562	281.0
福田	4.6	661	143.7	下市原	1.4	305	217.9
飯田	5.7	459	80.5	中市原	2.2	387	175.9
大郷戸	4.8	435	90.6	上市原	3.6	552	153.3
箱田・大郷戸	0.03	49	1,633.3	小原	7.9	2,175	275.3
箱田・大郷戸・片庭	0.005	0	0.0	長兎路仁古田入会地	0.2	4	20.0
片庭	6.0	616	102.7	友部駅前	0.05	267	5,340.0
箱田	8.5	1,348	158.6	八雲一丁目	0.2	404	5,320.0
寺崎	1.2	532	443.3	八雲二丁目		660	
日沢	1.1	130	118.2	中央一丁目	0.4	427	2,310.0
石寺	3.0	115	38.3	中央二丁目		69	
金井	0.7	305	435.7	中央三丁目		281	
大渕	2.5	691	276.4	中央四丁目		147	
本戸	11.0	1,380	125.5	東平一丁目	0.5	698	3,522.0
来栖	3.5	1,401	400.3	東平二丁目		423	
北吉原	1.0	159	159.0	東平三丁目		222	
南吉原	2.7	433	160.4	東平四丁目		418	
手越	1.8	371	206.1	美原一丁目	0.5	449	2,648.0
上加賀田	5.6	588	105.0	美原二丁目		534	
飯合	1.3	369	283.8	美原三丁目		151	
稲田	8.1	2,616	323.0	美原四丁目		190	
福原	12.8	2,363	184.6	下郷	8.5	6,308	742.1
平町	5.3	3,710	700.0	上郷	13.9	925	66.5
大田町	2.1	3,394	1,616.2	泉	4.6	1,594	346.5

行政区	面積(a)	人口(b)	人口密度 (b)/(a)	行政区	面積(a)	人口(b)	人口密度 (b)/(a)
橋　　爪	0.9	831	923.3	市　野　谷	2.6	1,637	629.6
矢　野　下	1.7	741	435.9	福　　島	1.5	422	281.3
大　古　山	1.1	509	462.7	吉　　岡	0.8	1,760	2,200.0
南　小　泉	2.7	833	308.5	土　　師	2.4	736	306.7
下　加　賀　田	1.3	109	83.8	押　　辺	7.7	2,113	274.4
南　友　部	2.8	1,528	545.7	安　　居	6.6	1,349	204.4
鴻　　巣	0.9	1,016	1,128.9	泉市野谷福島入会地字中村	0.0007	5	7,142.9
旭　　町	2.7	5,355	1,983.3	泉市野谷福島入会地字中谷原	0.001	0	0.0
鯉　　淵	2.3	4,879	2,121.3	総　　数	240.25	82,775	344.54

※平成 18 年 4 月 1 日現在　　　　（資料：「茨城県の人口(町丁字別)」）

(4) 夜間人口と昼間人口

平成 12 年の国勢調査によると、夜間人口 82,355 人のうち、昼間、他市へ従業や通学をする流出人口は 23,396 人にのぼる。一方、他市町村に常住し、昼間、本市で従業や通学する流入人口は 14,175 人となり、本市の昼間人口は 73,134 人と、夜間人口に対して 88.8%となっている。

中でも、友部地区の流出人口が多く、夜間人口の 3 割以上が昼間は他市町村に流出している。

【夜間人口と昼間人口】

単位：人

	常住地による人口		従業地･通学地による人口		昼夜間人口比率 (b)/(a)
	総数(a) (夜間人口)	流出人口 (従業地･通学地人口)	総数(b) (昼間人口)	流入人口 (従業地･通学地人口)	
笠　間　地　区	30,074	7,146	26,956	4,046	89.6%
友　部　地　区	35,557	11,281	29,951	5,675	84.2%
岩　間　地　区	16,724	4,951	16,227	4,454	97.0%
合　　計	82,355	23,396	73,134	14,175	88.8%

※平成 12 年 10 月 1 日現在　　　　資料：国勢調査

(5) 市内の交通状況

① 道路

国道は、群馬県前橋市から水戸市へ至る国道 50 号が本市を東西に横断しており、北関東 3 県を貫く大動脈として重要な路線となっている。また、千葉県香取市から本市に至る国道 355 号が本市の南部から国道 50 号と交差する地点まで通じているほか、石岡市から本市に至る石岡岩間バイパス（国道 355 号バイパス）が整備されている。

高速道路については、東京都を起点とし、仙台市を終点とする常磐自動車道と、群馬県高崎市からひたちなか市へ至る北関東自動車道が本市南東部に位置している。常磐自動車道には、岩間インターチェンジと友部 SA スマートインターチェンジがあり、北関東自動車道には、友部インターチェンジがあるが、平成 19 年 11 月には市西部に笠間インターチェンジが開設される予定である。

その他は、県道 16 号大洗友部線、県道 30 号水戸岩間線、県道 39 号笠間緒川線、県道 42 号笠間つくば線、県道 61 号日立笠間線などの主要地方道をはじめとする県道が走っている。

市道は 3,856 路線あり、実延長は 1,448,205.0m、舗装率は全体で 62.6%となっている。

② 鉄道

首都圏近郊、茨城県、福島県浜通り、宮城県南部を繋ぐ東日本旅客鉄道常磐線が本市の南東を走っており、本市の停車駅は、友部駅、岩間駅がある。また、栃木県小山市の小山駅と友部駅を結ぶ東日本旅客鉄道水戸線が本市を東西に横断しており、本市の停車駅は、友部駅、宍戸駅、笠間駅、稲田駅、福原駅となっている。

本市の中心駅となる友部駅は 3 面 5 線のホームを持つ橋上駅が平成 19 年に竣工予定で、利用者数は 1 日平均 3,615 人（平成 16 年度）にのぼる。そのほかの主要駅の平成 16 年度の利用状況は、笠間駅が 1 日平均 1,644 人、岩間駅が 1 日平均 1,531 人となっている。

【国道、県道、鉄道等の状況】

(6) 本市周辺地域に立地する重要施設等

① 自衛隊施設

本市の周辺地域に所在する主要な施設及び部隊は、次のとおりである。

【自衛隊施設一覧】

所在地	施設・主要部隊
ひたちなか市	陸上自衛隊勝田駐屯地：施設学校,施設教導隊
水戸市	自衛隊茨城地方協力本部：地方協力本部
小美玉市	航空自衛隊百里基地：第7航空団,百里救難隊
土浦市	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地：関東補給処,航空学校霞ヶ浦校

② 原子力施設

本市は、EPZ※の地域内にはないが、本県には、次のような原子力事業所が、研究施設、発電施設、処理施設等と多岐にわたって所在している。

【原子力事業所一覧】

事業所名	主な施設	EPZ	所在地
(独)日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所	・研究用原子炉「JRR−3」「JRR−4」「NSRR」 ・燃料ｻｲｸﾙ安全工学研究施設(NUCEF)	約1,500m	東海村
(独)日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター	・材料試験炉「JMTR」 ・高温工学試験研究路「HTTR」 ・高速増殖炉「常陽」 ・照射装置組立検査施設	約8,000m	大洗町 鉾田市
(独)日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所	再処理施設 高ﾚﾍﾞﾙ放射性物質研究施設 ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料第1~3開発室	約5,000m	東海村
日本原子力発電(株)	東海第二発電所	約10,000m	東海村 那珂市
三菱原子燃料(株)	加工施設	約500m	東海村
東京大学大学院 工学研究科原子力専攻	高速中性子原炉「弥生」	約100m	東海村
原子燃料工業(株) 東海事業所	加工施設 使用施設	約500m	東海村
日本核燃料開発(株)	ホットラボ施設	約500m	大洗町
(財)核物質管理ｾﾝﾀｰ 東海保障装置ｾﾝﾀｰ	開発試験棟 新分析棟	―	東海村

事業所名	主な施設	EPZ	所在地
(独)日本原子力研究開発機構那珂核融合研究所	臨界プラズマ試験装置（JT−60)		那珂市
住友金属鉱山(株)ｴﾈﾙｷﾞｰ・環境事業部技術ｾﾝﾀｰ	ウラン試験棟	−	東海村
第一科学薬品(株)薬物動態研究所	第 1～4 実験棟	−	東海村
(独)放射線医学総合研究所放射線安全研究ｾﾝﾀｰ那珂湊支所	第 1～3 研究棟	−	ひたちなか市
東北大学金属材料研究付属量子ｴﾈﾙｷﾞｰ材料化学国際研究ｾﾝﾀｰ	ホットラボラトリー棟	−	大洗町
(株)ｼﾞｪｰ・ｼｰ・ｵｰ東海事業所	使用施設	−	東海村
日揮(株)技術研究所	第 2 研究棟	−	大洗町
三菱ﾏﾃﾘｱﾙ(株)ｴﾈﾙｷﾞｰ事業ｾﾝﾀｰ那珂ｴﾈﾙｷﾞｰ開発研究所	開発試験Ⅰ,Ⅱ,Ⅳ棟	−	那珂市
日本照射ｻｰﾋﾞｽ(株)東海ｾﾝﾀｰ	ガンマ線照射設備	−	東海村

資料：茨城県地域防災計画（原子力災害計画編[参考資料]）

※Emergency Planning Zone の略。防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲。（あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特定等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲。

3　市の特徴

本市の特徴として、以下の点があげられる。

○ 本市は県中央部にあるものの、一部は栃木県との県境に位置する。

○ 首都圏から 100km 圏内にあり、県都水戸市と隣接していることから、近年、住宅団地造成等により都市化が進んでいる。

○ 市内には、国道 50 号や常磐自動車道北関東自動車道などの重要な路線が通じており、交通の要所となっている。

○ 鉄道は、東日本旅客鉄道常磐線と水戸線が縦横に通じており、友部駅、笠間駅、岩間駅などは多くの乗客が利用している。特に、本市の中心駅となる友部駅は利用客が多く、1 日平均約 3,600 人にのぼる。

○ 鉄道駅周辺には、多くの市民が居住しており、笠間駅周辺並びに友部駅周辺は人口集中地区となっている。

○ 水戸市をはじめとする他市町村に就業や通学をする市民が多く、夜間人口の 3 割近くが昼間は市外にいる。
○ 県内には、原子力事業所が研究施設、発電施設、処理施設等と多岐にわたり所在する。

以上の市の特徴から、武力攻撃災害時においては、人口集中地区、駅周辺地域、主要な道路が通じている地域など、社会的混乱を招くおそれがある場所を特に配慮する必要がある。

また、武力攻撃災害時には、周辺地域との連携・協力が重要となるため、県内はもとより、栃木県との連携のあり方について検討していくとともに、鉄道や道路は、避難や輸送の際に混乱が生じないよう、関係機関との連携を密にし、管理体制や情報収集体制を整備しておく必要がある。

さらに、県内には、原子力事業所が点在しているため、原子力事業所が攻撃を受けた場合には本市に影響が及ぶことも考えられる為、情報の収集や伝達体制、避難方法など、混乱が生じないように様々な状況を想定した対策を検討していくことが重要である。

なお、国民保護措置の実施にあたっては、水戸市や都市部において災害があった場合などを想定した避難や救援などの対応策を検討していくことも必要である。

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第１　武力攻撃事態　（基第２章第１節）

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針に基づき県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

１　武力攻撃事態の種類

(1) 着上陸侵攻

①　特徴

ア　一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ　船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

ウ　航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

エ　主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

②　留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復興が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

①　特徴

ア　警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

イ　少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、原子力施設が攻撃された場合には二次被害の発生も予想され、被害の範囲が

拡大するおそれがある。さらに、攻撃手段としてダーティボム※が使用される場合がある。

※ダーティボム

ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射線物質を飛散させるタイプの兵器。破壊だけではなく汚染が目的であり、目標を長期間使用不能にしたり、心理的圧迫を与えることができる。

② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、知事又は市長の退避の指示又は警戒区域の設定など、適切な措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

① 特徴

ア　発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭※）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ　通常弾頭の場合には、ＮＢＣ弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。

※ＮＢＣ攻撃

Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の特性を使用した爆弾。

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

① 特徴

ア　弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

イ　航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得る。

ウ　なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ　通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著

しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2　ＮＢＣ攻撃の特徴

NBC 攻撃の特徴や主な対応は次のとおりである。

(1) 核兵器等（N : Nuclear）

① 核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能※による残留放射線によって生ずる。核爆発によっては、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

※中性子誘導放射能

物質に中性子線が放射されるとことによって、その物質そのものが持つようになる放射能。

② 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸引することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

③ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

(2) 生物兵器（B : Biological）

① 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害者が拡大している可能性がある。

② 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知らされている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

③　したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器（C：Chemical）

①　一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

②　このため、国や関係機関との連携の下、原因物資の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第２　緊急対処事態　（基第５章第１節）

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、基本指針に基づき県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

１　緊急対処事態の種類

(1) 攻撃対象施設等による分類

①　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア　事態例

(ｱ) 原子力事業所等の破壊

(ｲ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(ｳ) 危険物積載船への攻撃

(ｴ) ダムの破壊

イ　被害の概要

(ｱ) 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害

・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。

・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(ｲ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

(ｳ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

(ｴ) ダムが破壊された場合の主な被害

・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

②　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア　事態例

(ｱ) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

(ｲ) 列車等の爆破

イ　被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

①　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア　事態例

(ｱ) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

(ｲ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ｳ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(ｴ) 水源地に対する毒素等の混入

イ　被害の概要

(ｱ) 放射性物質等

・ダーティボム等の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(ｲ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。

・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

(ｳ) 化学剤による攻撃

・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

②　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア　事態例

(ｱ) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(ｲ) 弾道ミサイル等の飛来

イ　被害の概要

(ｱ) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

(ｲ) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

(ｳ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。